

「SNS東京ルール」の策定について

1 「SNS東京ルール」策定の趣旨

都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定する。

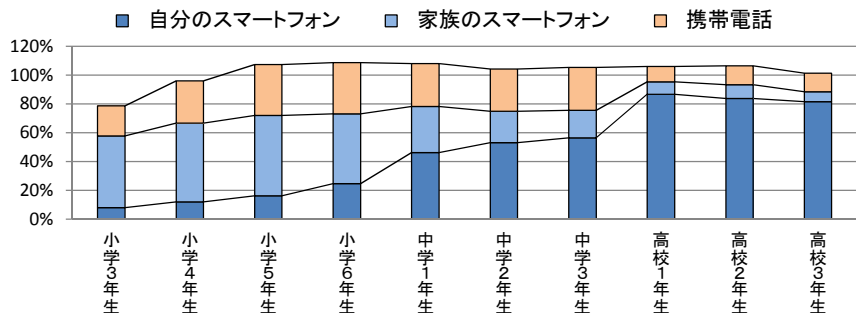
また、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。

2 現状

(1) スマートフォン・携帯電話の使用率

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)



⇒ 小学生でもほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にある。

(2) ネット利用に関するルールづくりの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)

■家庭等でルールを決めているか

	小学校	中学校	高校	特別支援
決めている	49.4%	31.0%	11.4%	30.6%
決めていない	46.2%	68.2%	88.0%	59.7%
無回答	4.5%	0.8%	0.7%	9.7%

⇒ ルールがない中で、児童・生徒はインターネットを利用している。

■SNSの利用時間について

	小学校	中学校	高校	特別支援
SNSを一日当たり3時間以上利用する	12.0%	19.3%	26.7%	21.6%
SNSを午後10時以降も利用している	8.3%	26.8%	40.0%	13.8%

⇒ 高校生の4人に一人が3時間以上SNSを利用している。
⇒ 年齢が上がると、夜10時以降までSNSを利用している。

(3) SNSによるトラブルの状況

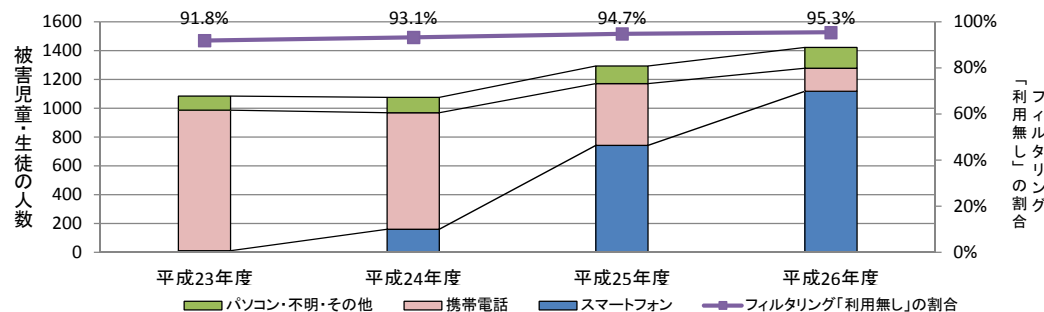
※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成
(対象:児童・生徒18,612人)

	小学校	中学校	高校	特別支援
自分の悪口や個人情報を書かれた	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間はずれにされた	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

⇒ 年齢が上がると、トラブルが増加している。

(4) コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況

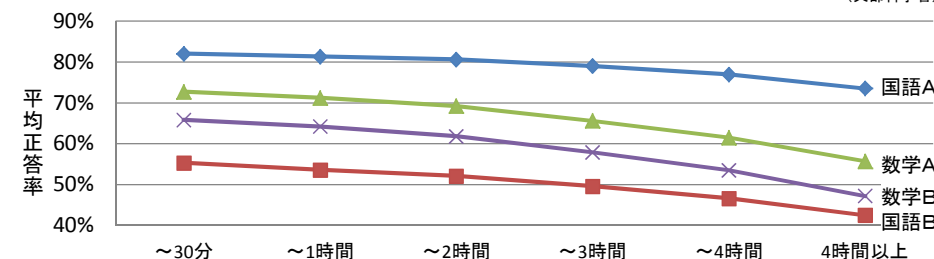
※「平成27年度上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(警察庁)から作成



⇒ 被害児童・生徒の数は年々増加し、約8割はスマートフォンでアクセスしている。
⇒ 被害児童・生徒のうち、約95%はフィルタリングを利用していない。

(5) スマートフォン等の使用時間と学力の関係

※平成26年度「全国学力・学習状況調査(中学校)」(文部科学省)から作成

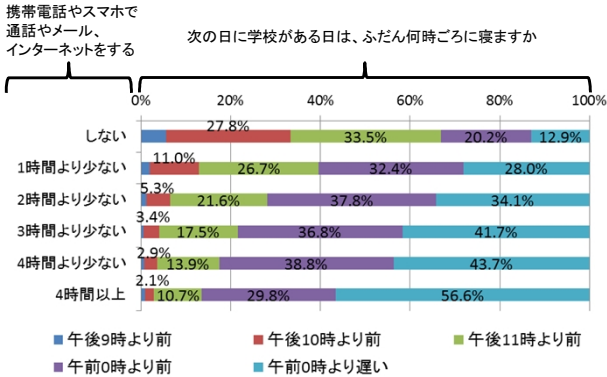


⇒ スマートフォン等を長時間使用している生徒は学力・学習状況調査の正答率が低い。

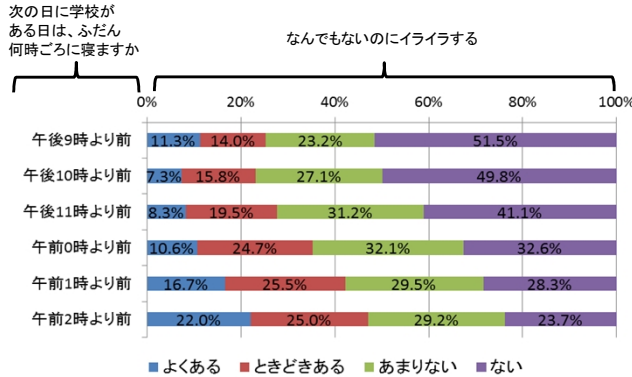
3 情報機器の長時間使用による健康被害

(1) 情報機器の使用と睡眠の関係

○ 携帯電話・スマートフォンとの接触時間が長い子供ほど、就寝時刻が遅い。【小・中・高】



○ 就寝時刻が遅い子供ほど、自分のことが好きと回答する割合が低く、なんでもないのにイライラすることがあると回答する割合が高い。【小・中】



※「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査(文部科学省)」(平成27年3月)から作成

(2) 情報機器の使用とブルーライトとの関係

■ブルーライト

・寝る前に1時間、被験者にスマートフォンを見せらる実験を行った結果、青色の光を減少させるメガネを使った人の方が睡眠時間が長く、睡眠の質もよいという傾向(杏林大学 医学部 古賀良彦 教授)

・被験者にブルーライトがほとんど当たらない部屋、少し含んだ照明の部屋、多く含んだ照明の部屋で夜間過ごしてもらい、メラトニン(体内時計に影響する物質)の変化を測定した結果、ブルーライトを多く含む照明ほどメラトニンの分泌は減少(九州大学大学院 生理人類学 安河内朗 主幹教授)

(3) インターネット等の長時間利用による健康面の変化(高校生)

- 目が悪くなった 28.0%
- 寝不足になった 26.3%
- 夜なかなか眠れなくなった 13.2%
- 手や指が痛くなった 3.0%

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

4 諸外国の状況

■フランス

「環境のための国家的政策に関する法律」(2010年7月12日) 第L511-5条

・幼稚園、小学校、中学校において、校則で定められた場所以外で授業中に児童・生徒が携帯電話を使用することを禁止

■韓国

「青少年保護法」(2013年9月23日)

第26条 深夜時間帯におけるインターネットゲーム提供時間の制限

・インターネットゲームの提供者は、16歳未満の青少年には午前0時から午前6時までインターネットゲームを提供禁止
※16歳未満の青少年には、ネットにアクセスするために必要なIDが付与されない。

※「フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査報告書(内閣府)」から作成

■イギリス

業界団体や公的機関が連携して性的児童虐待等青少年保護 PEGI制度による適正年齢分類(専用ゲーム機からネットワークに接続する際のレーティング審査)を実施

■ドイツ

法により、プロバイダは有害な情報に対するアクセス制限義務

■イタリア

法によりプロバイダは児童ポルノに対するアクセス制限の義務

■インドネシア

情報通信省が、有害情報から子供を守り、教育コンテンツを提供するソフトウェア「PERISAI」を開発

■シンガポール

メディア開発庁が、プロバイダと協働で、「Family Access Network(FAN)」というフィルタリングサービスを提供

※「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用(ジェトロ海外事務所)」(2012年2~3月、2013年3月)から作成

5 インターネット利用のルール

(1)「ルールづくり」の呼び掛け状況

平成20年10月9日

子供の携帯電話利用についてのアピール(東京都教育委員会)
<子供>家族でよく話し合って、使い方などについてルールをつくるようにしてほしい。
<家庭>携帯電話を持たせる場合には、よく子供と話し合い、ルールづくりをしてください。

平成26年2月24日

緊急メッセージ(東京都青少年問題協議会)
<子供>生徒同士で十分に議論して、ケータイ・スマホの自主ルールを作ってください。
<家庭>子供と十分に話し合い、共通理解のもとに、家庭のルールを作ることが大切です。

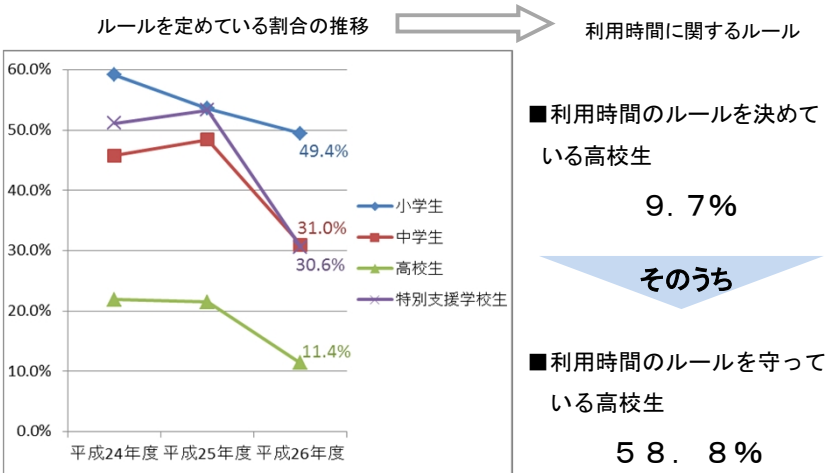
平成27年6月

ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること
(内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省)
<家庭>家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
フィルタリングを設定しましょう。



(2) ルールづくりの状況

※児童・生徒がインターネットの利用に関するルールを決めている割合(家庭・学校・友人等)



※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

(3) ルールづくりへの意識

■ルールは必要ないと思う高校生 48.5%

- 【主な理由】
- インターネットの利用は自己管理するものだから。
 - インターネットの利用は個人の自由だと思うから。
 - 家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できないから。
 - 使わない人もいて、一律にルールを決めることはできないから。

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

ルールの必要性とルールづくりの視点、方法等を周知していくことが重要

6 SNS利用に必要なルール

一体となった取組

7 SNS利用に向けた学校の指導

SNS東京ルール

- 1 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- 2 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- 3 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- 4 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- 5 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

「SNS東京ルール」を踏まえて、学校や家庭でルールを定める。

SNS学校ルール

教員の指導のもと、児童・生徒同士が話し合ってつくるルール

- (例)
- 午後10時以降はSNSを利用しない。
 - 定期考査前はSNSを利用しない。
 - 大切なことは直接会って話す。
 - グループの変更は全員の了解を得る。

全校実施

SNS家庭ルール

保護者と子供が話し合っつくるルール

- (例)
- SNSは1日1時間以上利用しない。
 - 毎週水曜日はスマホの電源を切る。
 - 食事中は使わない。 ●寝室では使わない。
 - ネットで知り合った人とは絶対に会わない。

働き掛け

※青少年・治安対策本部との連携

背景の理解

求められる資質・能力

利用者として必要な態度

●実効性の向上
●見直し・改善

児童・生徒が身に付ける力

- 複製・拡散が容易など、情報の特性に関する基本的な知識
- 著作権や個人情報の保護についての知識
- 様々な情報を取捨選択する能力
- 根拠を明確にして情報を発信する能力
- 受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信できる能力や態度
- ルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度

都内全公立学校において、児童・生徒の発達段階に応じた指導の推進

① カリキュラムモデルの提示

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育課程に位置付けて組織的・計画的に指導することができるよう、モデルとなるカリキュラムを提示

② 補助教材の作成・配布

各学校が家庭との連携を図りながら指導できるよう、補助教材を作成し、公立学校に在籍する全ての児童・生徒に配布

③ 特色ある取組成果の普及

※推進校による取組成果の普及

- 小学生と保護者、教員による「親子情報モラル教室」
児童・保護者・教員の三者が、外部講師の講話を聴いたり、ディスカッションしたりすることにより、ルールの必要性や、情報モラル等についての理解を深める。
- 中学生による「情報モラルサミット」
生徒同士が情報モラルに関する話し合いを行って意見をまとめ、定めた内容を「OO宣言」として採択する。
- 高校生による「小中学校への出前講座」
高校生が小中学校を訪問し、ゲストティーチャーとして情報モラル等に関する講話やディスカッション等を行う。

豊かな人間関係の構築と、情報社会を生き抜く資質・能力の向上

8 今後のスケジュール

